

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近の改定: 令和5年4月1日

重点路線

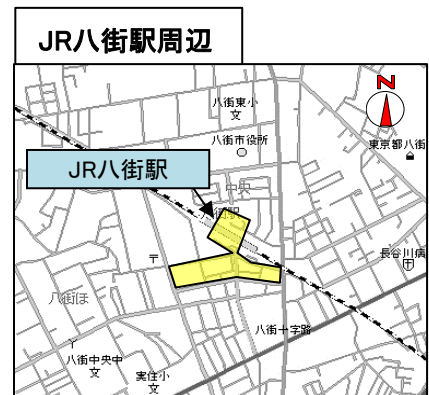
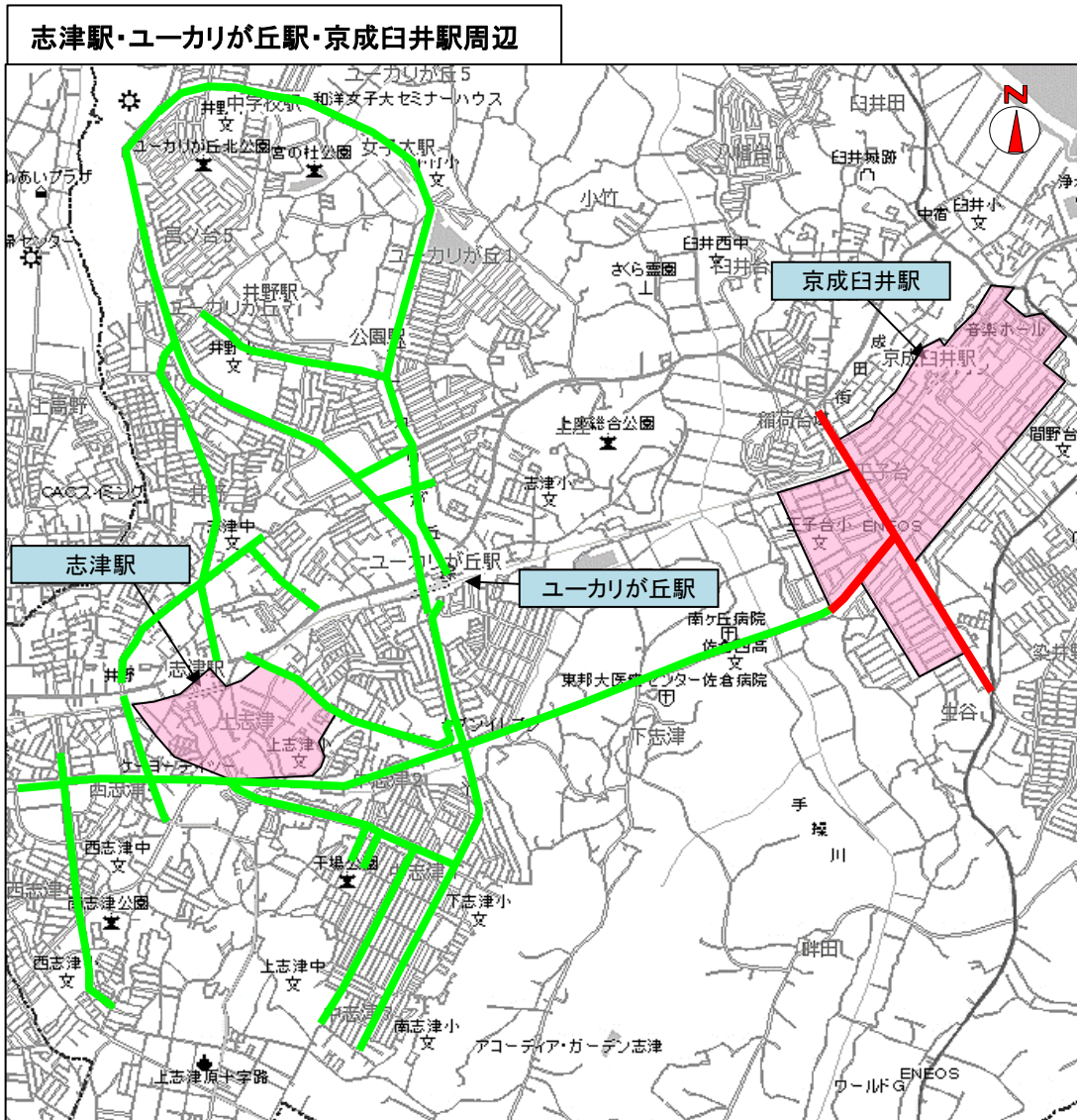
◎最重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
市道(佐倉市王子台5-4-1先交差点付近から同市王子台5-24-39先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市稲荷台3-10先交差点付近から同市王子台6-10-9先交差点付近の間)	9:00~0:00
◎重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
市道(佐倉市王子台5-24-39先交差点付近から同市西志津2-8先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道及び国道296号(ユーカリが丘駅北口ロータリー付近から佐倉市南ユーカリが丘14-1先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市ユーカリが丘6-4先交差点付近から同市ユーカリが丘7-12先交差点付近の間)	9:00~0:00
国道296号(佐倉市ユーカリが丘6-1先交差点付近から同市西ユーカリが丘7-3先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市ユーカリが丘3-3-1先交差点付近から同市ユーカリが丘4-3先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(ユーカリが丘駅南口ロータリー付近から佐倉市中志津7-17-9先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市中志津1-2-1先志津駅南側交差点付近から同市中志津3-16-14先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市西志津1-7-5先交差点付近から同市西志津8-16先交差点付近の間)	9:00~0:00
県道(佐倉市上志津1637-1先交差点付近から同市上志津1597-1先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市井野1440先交差点付近から同市井野1376志津中学校先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市中志津2-16-8先交差点付近から同市中志津7-22-8先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市上志津1768先上志津入口交差点付近から同市上志津964-1先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市上座568先志津中学校入口交差点付近から同市井野1376志津中学校先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市上志津1822先交差点付近から同市井野908先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市中志津1-28-4先交差点付近から同市中志津1-27-10先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(佐倉市中志津1-25-12先交差点付近から同市中志津1-25-1先交差点付近の間)	9:00~0:00
町道(印旛郡酒々井町東酒々井1-1-6先交差点付近から同町下台271-8先交差点付近の間)	9:00~0:00
町道(印旛郡酒々井町酒々井1834-1先交差点付近から同町中央台1-10-9先交差点付近の間)	9:00~0:00
町道(印旛郡酒々井町中央台1-6-18先交差点付近から同町中央台1-4-8先交差点付近の間)	9:00~0:00
町道(印旛郡酒々井町中央台1-2-1先交差点付近から同町東酒々井1-1-167先交差点付近の間)	9:00~0:00
町道(JR酒々井駅東口ロータリー)	9:00~0:00
町道(JR酒々井駅西口ロータリーから京成酒々井駅東口ロータリーの間)	9:00~0:00
町道(京成酒々井駅西口ロータリーから印旛郡酒々井町中川359-3先交差点付近の間)	9:00~0:00

重点地域

◎最重点地域	
地域	重点時間帯
JR佐倉駅周辺	9:00~0:00
京成臼井駅周辺	9:00~0:00
志津駅周辺	9:00~0:00
◎重点地域	
地域	重点時間帯
京成佐倉駅北口及び南口周辺	9:00~0:00
JR八街駅周辺	9:00~0:00

【千葉県佐倉警察署】

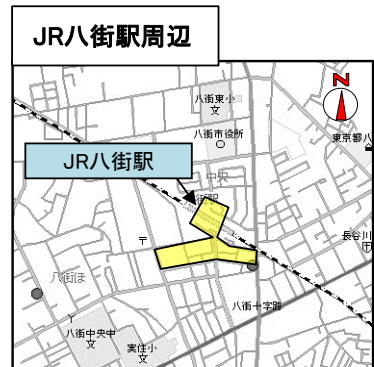
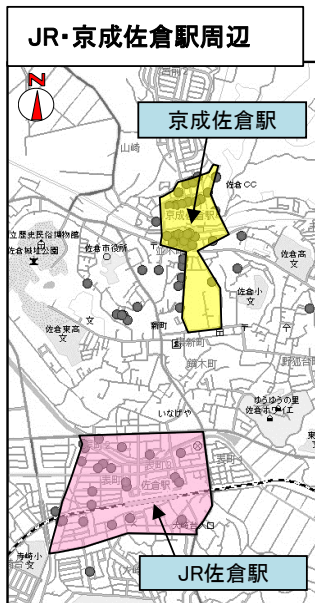
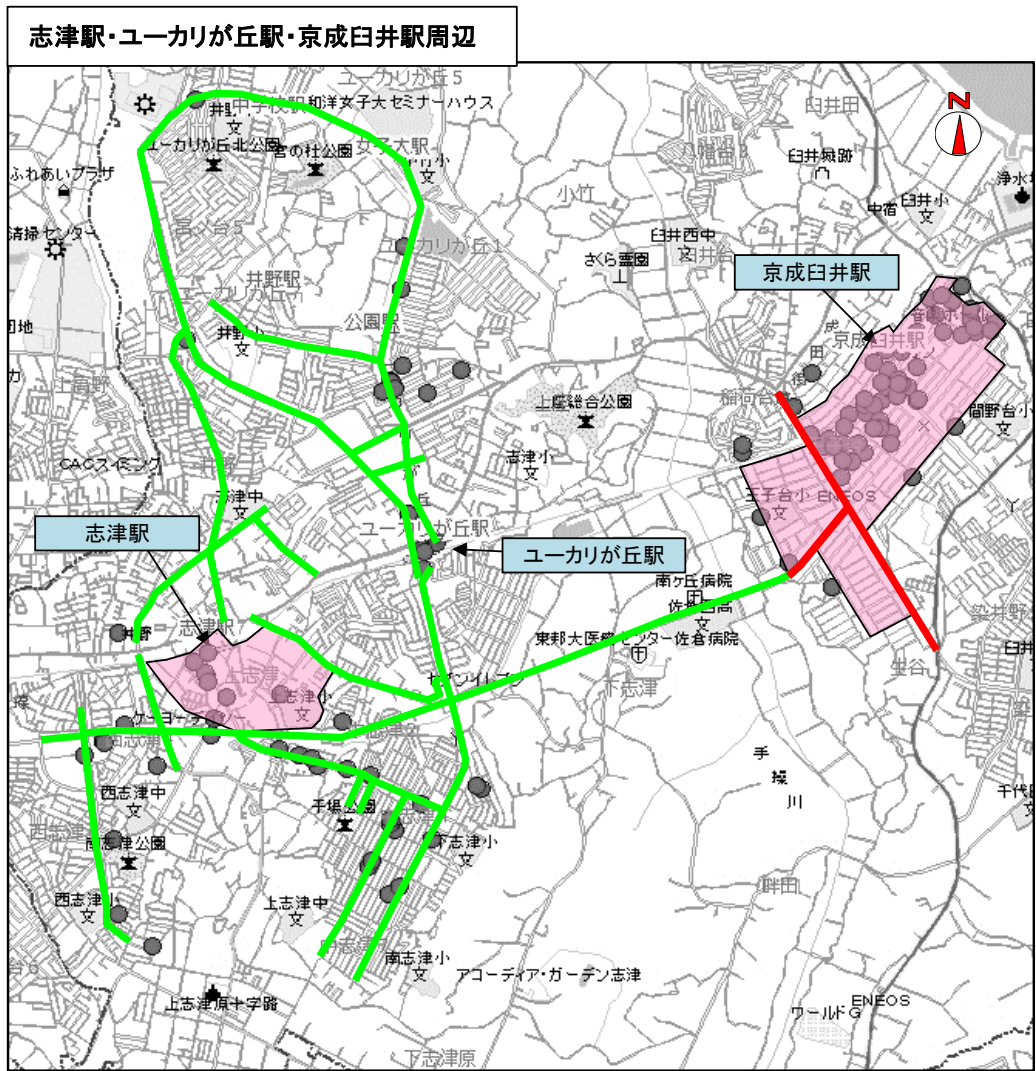
佐倉警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



cGeoTechnologies, Inc.
c PASCO CORPORATION

- 凡例
- 最重点路線 —
 - 重点路線 —
 - 最重点地域
 - 重点地域

駐車監視員活動ガイドラインにおける放置車両確認標章取付け状況 【佐倉警察署】



- cGeoTechnologies, Inc.
c PASCO CORPORATION
- 凡例
- 最重点路線 —
 - 重点路線 —
 - 最重点地域
 - 重点地域
 - 標章取付け場所 (令和5年中)

注意：この図に示されている「標章取付け場所」は、駐車監視員及び警察官が、放置車両の確認を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。
また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。